

# 測量成果品マイクロフィルム作成仕様書

札幌市建設局

# I N D E X

---

## 総則

1	はじめに.....	1
2	適用.....	1
3	規格及び基準.....	1
4	成果の所属.....	1
5	注意義務.....	1

## 技術基準

1	撮影対象.....	2
2	被写体の点検・調整.....	2
3	撮影方法.....	2
4	現像処理.....	3
5	品質管理.....	3
6	仕上りの確認.....	3
7	納品.....	4

## 図面集

図 - 1	マイクロフィルム（ジャケット）の作成方法.....	5
図 - 2	文書情報管理士認定証書.....	6
図 - 3	マイクロフィルム試験結果表.....	7

改訂履歴 .....	8
------------	---

## 総 則

### 1 はじめに

測量成果品マイクロフィルム作成仕様書は、札幌市が測量業務の委託により作成した成果品のうち、将来にわたり適正に保存又は活用する必要があるものについてマイクロフィルムに記録するため、撮影に係る関係資料の取扱い及び技術的基準を定めることにより、円滑かつ安全な執行を図ることを目的とするものである。

### 2 適用

測量成果品マイクロフィルム作成仕様書（以下、「本仕様書」という。）は、本市担当職員が直接マイクロ撮影業者（以下「撮影業者」という。）に依頼してマイクロ化する場合に適用する。

### 3 規格及び基準

マイクロフィルムに関する規格及び基準等は、日本工業規格（JIS）及び(社)日本画像情報マネジメント協会が定める規格（JIIMA）に準拠するものとし、これらに定めのないものについては、担当職員と協議するものとする。

### 4 成果の所属

本市担当職員の依頼により撮影業者が業務上作成し、成果品として納品したものに關するすべての権利は、本市に帰属するものとする。

### 5 注意義務

撮影業者は、マイクロフィルム撮影の過程で知り得た個人情報又は承諾の可否に關する秘密を第三者に漏らしてはならない。

また、成果品の受渡し完了するまでは撮影業者の責任において適切に管理するものとし、亡失・汚損等が生じないよう慎重に取り扱わなければならない。



口像が正立するように撮影するものとする。

ただし、マイクロ像を正立で撮影することが困難な場合は、反時計回りに 90° 回転して撮影するものとする。

コマ・ピッチ及びコマ・サイズ

マイクロフィルム撮影のコマ・ピッチ及びコマ・サイズは、次の表による。

フィルムの種類	コマ・ピッチ (mm)	コマ・サイズ (mm)
16 mmフィルム	1.0 ± 0.3	(フルサイズ) 15 × 21 (ハーフサイズ) 15 × 10.5

#### 4 現像処理

マイクロフィルムの現像、定着及び水洗い等の処理は、JIS で定める方法で行うことを標準とする。

#### 5 品質管理

マイクロフィルムの撮影は、文書情報管理士 1 級以上の資格を有する技術者が在職する撮影業者が行うものとし、担当職員がこれに関する証明を求めた場合は、図 2 の認定証書の写しを提出しなければならない。

マイクロフィルムの使用材料及び各種試験方法等については、JIS の規定に準拠する。

使用フィルム

濃度

解像力

残留物試験

マイクロフィルム・ジャケット

その他 JIS に規定があるもの

#### 6 仕上りの確認

マイクロフィルムの各種試験は、撮影業者の検査責任者が納入ごとに実施するものとし、作成数量及び 図 - 3 マイクロフィルム試験結果表 に定める項目についての試験結果を記入して、検査責任者が記名・捺印のうえ 1 部を提出するものとする。

マイクロ像は、すべての個所で焦点の合った鮮明なものでなければならず、現像ムラや損傷、異物の付着、その他汚染等があってはならない。

また、その取扱い中は、手袋等を用いて、キズや指紋を付けないよう注意しなければならない。

## 7 納品

マイクロフィルムは、複製フィルム（Direct Duplicating Film:DDフィルム）のみ、保護袋に収納して納品するものとする。

ただし、担当職員がマスター・フィルム（Master Negative Film:Mフィルム）の提出を指示する場合は、合わせて納品するものとする。

複製フィルムは、図 - 1 のとおりジャケットに格納すること。

ジャケット見出し欄の業務名及び測量台帳コード は、担当職員の指示により記入するものとし、撮影年月日については、実際に撮影した日付を記入すること。

ジャケットが複数になる場合は、撮影順にシート を記入すること。

マイクロフィルム及び撮影原稿は、担当職員に直接納品すること。

図 - 1 マイクロフィルム（ジャケット）の作成方法

1. ジャケットの様式（例）

【境界確認書類】市道認定予定線 ( _____ 地区)用地確定測量 平成 年 月 日 撮影 札幌市建設局土木部管理測量課	ホルダー	測量台帳コード	シート
		-	001

	表紙	【漬地】 境界確認 一覧表	境界 確認書	添付図面	境界 確認書	添付図面
境界 確認書	添付図面	境界 確認書	添付図面			
			【残地】 境界確認 一覧表	残 境 界 確認書	残 添付図面	残 境 界 確認書
残 添付図面	残 境 界 確認書	残 添付図面		拒否者 折衝 記録簿	拒否者 折衝 記録簿	

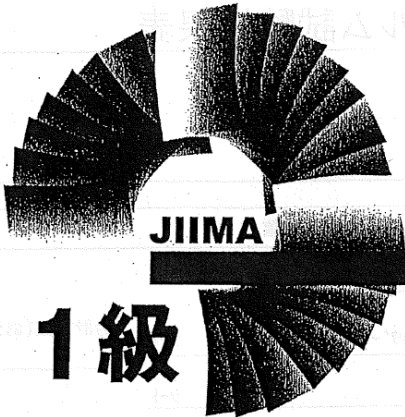
2. ナンバー記入枠の詳細

	← 20 mm	← 30 mm	← 20 mm
5 mm	ホルダー	測量台帳コード	シート
10 mm		-	001

- 字 体 : 明朝体とする。
- 業 務 名 : 担当職員の指示する業務名を記入する。
- ホルダー : 記入しない。
- 測量台帳コード : 担当職員の指示するコード を記入する。
- シ ー ト : ジャケットが複数になる場合は、「001」から順に付番する。

図 - 2 文書情報管理士 認定証書

付図-6



# 文書情報管理士 認定証書

社団法人日本画像情報マネジメント協会

## 1 級

登録No.      〇〇〇〇〇〇

〇〇   〇〇   殿

あなたは平成 13 年度の当協会の  
1 級文書情報管理士検定試験に  
合格し、文書情報マネジメントの  
実務に関し優れた専門知識を持ち、  
実技応用能力及びシステム管理  
能力を有することを証明します。

平成 13 年 11 月 15 日


社団法人日本画像情報  協会



図 - 3 マイクロフィルム試験結果表

マイクロフィルム試験結果表						
測量台帳コード _____						
業 務 名 _____						
フィルムの種別		作 成 数 量				
マスターフィルム (M) 1. 銀塩リソ 2. その他 _____	16mm(境界確認簿, D-1)	コマ			合計コマ数(緑ヶ-) 37	
	16mm(境界確認簿, 緑ヶ-)	コマ	シート			
複製フィルム境界確認簿 (D) 1. 銀塩リソ 2. その他 _____	35mm白黒(緑ヶ-)	コマ	シート	合計シート シート		
	35mmカラー(緑ヶ-)	コマ	シート			
試 験 項 目	16mm	35mm白黒	35mmカラー	数値 (特記事項)		
数 量				1. 一致	( )	
ヘ ッ ダ ー				1. 正常	( )	
タ ー ゲ ッ ト				1. 正常	( )	
被 写 体				1. 正常	( )	
キ ズ				1. 無	( )	
異 物 付 着				1. 無	( )	
焦 点				1. 鮮明	( )	
J7間の誤差 16mm		—	—	1. 1.0mm±0.3	( )	
J7間の誤差 35mm		—	—	1. 0.4mm	( )	
縮 率 誤 差				1. 2.0%未満	( )	
解像力 (M)		—	—	1. 120本/mm以上	( )	
解像力 境界確認簿 (D)		—	—	1. 100本/mm以上	( )	
ベース濃度 (M)			—	0.07以下		
ベース濃度 境界確認簿 (D)			—	0.15以下		
バ ッ ク グ ラ ウ ン ド 濃 度	16mm		35mm白黒		35mmカラー	
	シート	濃度	シート	濃度	シート	線・文字 画像の色・鮮鋭
						良( ) 良( )
						良( ) 良( )
						良( ) 良( )
検査年月日		検査会社名		○○○○○○○○○○○○		
平成○○年○月○日		(株)○○○○		Tel 011-○○○-○○○○		
		検査責任者		JIIMA 1級 文書情報管理士 No.○○○○		
				○ ○ ○ ○ 印		

※ ジャケットは各シート数に応じて下記により検査する。

- ① 1シート以上6シート未満の場合は各シートの第2コマ目
- ② 6シート以上11シート未満の場合は奇数シートの第2コマ目
- ③ 11シート以上の場合は1シート目と5シート毎の第2コマ目

【試験項目覧の記入方法】

- 撮影した規格に対応する試験項目覧に数字の1又はチェックマークを記入し、特記事項があればカッコ内に記入すること。
- 解像力(M)、解像力境界確認書(D)については、前記記号のほか具体的な試験結果の数字をカッコ書きすること。
- ベース濃度(M)、ベース濃度境界確認書(D)は、試験結果の数字を記入すること。

測量成果品マイクロフィルム作成仕様書 改訂履歴

平成 2 年	施行
平成 8 年 9 月	第 1 回改訂
平成 14 年 5 月	第 2 回改訂
平成 23 年 4 月	第 3 回改訂